

【変更点】新たに保育士（経験者採用）の選考を実施します！
児童指導の選考方法が受験しやすくなりました！
 （一次：作文のみ）

令和8年度

品川区職員＜福祉（保育士・児童指導）＞募集案内

令和8年6月30日
品川区

この採用選考は、品川区立の保育園等に勤務する「福祉（保育士、児童指導）」職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ いずれの選考も同日実施のため、併願は不可となっております。

（例）福祉（保育士）Ⅱ類、福祉（児童指導）Ⅱ類の併願
 福祉（保育士）Ⅱ類、福祉（保育士）経験者採用の併願 等

1. 採用職種、受験資格および採用予定数等

職種	採用区分	受験資格	採用予定数	勤務場所
福祉 (保育士)	Ⅱ類	国籍（※1）を問わず、次の全ての要件を満たす方 ① 昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ② 保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（※2）（※3） ③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していない方 ④ 現に品川区の職員でない方（※4）	50名程度	保育園、一時保護所等 ※敷地内禁煙
	経験者採用 (1級職)	国籍（※1）を問わず、次の全ての要件を満たす方 ① 昭和40年4月2日以降に生まれた方 ② 保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（※2）（※3） ③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していない方 ④ 現に品川区の職員でない方（※4） ⑤ 保育所等（※5）における保育士（地域限定保育士を含む）・幼稚園教諭・保育教諭としての業務従事歴（※6）を有する方	5名程度	
	経験者採用 (2級職:主任)	国籍（※1）を問わず、次の全ての要件を満たす方 ① 昭和40年4月2日以降に生まれた方 ② 保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（※2）（※3） ③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していない方 ④ 現に品川区の職員でない方（※4） ⑤ 保育所等（※5）における保育士（地域限定保育士を含む）・幼稚園教諭・保育教諭としての業務従事歴（※6）を有する方	5名程度	

福祉 (児童指導)	Ⅱ類	国籍(※1)を問わず、次の全ての要件を満たす方 ① 昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ② 児童指導員の資格を有している方(取得または取得見込みを含む) ③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していない方 ④ 現に品川区の職員でない方(※4)	5名程度	児童センター、すまいるスクール、一時保護所等 ※敷地内禁煙
--------------	----	--	------	----------------------------------

※1 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 保育士資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方または保育士資格を取得見込みの方は、令和9年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。また、取得見込みとして受験した方が令和9年3月31日までに保育士資格を取得できないときは採用しません。

※3 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※4 現に品川区の職員で教育公務員、臨時的任用職員、会計年度任用職員または「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

※5 保育所等とは、以下の施設又は事業を指します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- ・児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設
- ・児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設
- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による幼稚園
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の規定による認定こども園

※6 保育所等において下記ア～ウに定める対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある人

- 【1級職】直近12年の期間(平成27年4月1日～令和9年3月31日)において6年
 ※満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限る。
- 【2級職】直近16年の期間(平成23年4月1日～令和9年3月31日)において10年
 ※満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間に限る。

ア 対象となる業務内容

受験資格 ②の資格要件を満たしたうえで従事した業務が、保育所等における保育士(地域限定保育士を含む)・幼稚園教諭・保育教諭としての業務であるもの

イ 対象となる週あたりの従事時間

アに掲げる業務に従事した時間が、1事業所で週あたり20時間以上であるもの

ウ 従事年数の通算

複数の事業所それぞれでア・イを満たす業務従事歴がある場合、1事業所における従事年数が1年以上のものは通算ができます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は1事業所のみ通算できません。

2. 採用予定日 令和9年4月1日以降

3. 選考方法・選考日程

！ 児童指導の選考方法が受験しやすくなりました（一次：作文のみ）

(1) 第一次選考

職種	福祉 (保育士)	福祉 (児童指導)
選考日	令和8年8月23日(日)	
選考方法	作文(課題式：800字～1000字以内 80分)	
合格発表	令和8年9月上旬以降(予定) ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。	

※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内(日時・場所等)を通知します。

(2) 第二次選考(第一次選考合格者対象)

職種	福祉 (保育士)	福祉 (児童指導)
選考日	令和8年9月下旬～10月中旬(予定)	
選考方法	面接	体力測定、グループワークおよび面接
最終合格発表	令和8年10月下旬以降(予定) ※ 第一次選考および第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。	

4. 選考会場 品川区役所(品川区広町2-1-36)

(JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分)

※ 選考会場の詳細は、メールでお知らせします。

5. 申込手続き

① 申込方法

品川区職員採用案内HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>)よりお申し込みください。(PC、スマートフォン、携帯電話から登録可)

HP内の「エントリー」から「常勤職員/福祉系職種」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。

顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。

ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

② 受付期間

令和8年6月30日(火) 午前8時30分～

令和8年7月31日(金) 午後5時00分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

③ 第一次選考の案内について

エントリーフォームの登録完了後に、登録されたメールアドレス宛に第一次選考の案内を通知します。なお、8月17日(月)までに第一次選考の通知が届かない場合は、8月18日(火)以降に、品川区人事課までお問い合わせください。

6. 勤務条件等 ※ 令和8年4月1日現在

(1) 給与(地域手当含む)

採用区分	月額
Ⅱ類	約 255,600 円
経験者採用 (1級職)	約 290,760 円
経験者採用 (2級職:主任)	約 330,480 円

※ 給与月額、職務経験年数や年齢等に応じて決定されます。

※ 住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の各種手当が規定に基づき支給されます。

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

(2) 勤務日・勤務時間 ※ 保育園、児童センター勤務の場合

職種	福祉 (保育士)	福祉 (児童指導)
勤務日	月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務	月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務
勤務時間	午前7時15分～午後7時30分 (夜間保育実施園については最長午後10時まで)のうち、1日実働7時間45分の交代勤務	午前7時30分～午後8時00分のうち、1日実働7時間45分の交代勤務

※ 4週間のうち日曜日と、指定された4日の計8日が休みとなります。

※ 一時保護所勤務の場合、週休日は4週間について8日、勤務時間は休憩時間を除き、1日実働7時間45分の交代勤務となります。(24時間体制の交代制勤務を含む勤務形態)

(3) 有給休暇等

1年度間に20日の有給休暇が付与されます。その他に、夏季休暇、妊娠・出産休暇、育児休業、慶弔休暇等があります。

7. その他

【問い合わせ先】 〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所区長室人事課人事係(本庁舎5階)
電話：03-5742-7140(直通)
FAX：03-5742-6872

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

★保育士選考の詳細につきまして、マイナビ転職へ求人掲載中です。こちらもぜひご参照ください。★



【マイナビ転職サイト掲載(保育士募集)】

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について

(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。)

本業務へ従事するにあたっては、「子ども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

令和5年度～令和7年度 福祉(保育士・児童指導)採用選考実施状況

	職種	採用予定数	受験者数	最終合格者数	倍率
令和5年度	保育士(1回目)	50名程度	30名	24名	1.3
	保育士(2回目)	20名程度	23名	8名	2.9
	児童指導	若干名	27名	9名	3.0
令和6年度	保育士	60名程度	55名	41名	1.3
	児童指導	若干名	13名	7名	1.9
令和7年度	保育士	60名程度	67名	45名	1.5
	児童指導	若干名	5名	4名	1.3

【品川区役所 案内】

